（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十七条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「他の被用者年金各法による」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則第三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第十八条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第五号」を「第二条第三号」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改める。

第五条各号列記以外の部分中「被保険者」の下に「（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。以下同じ。）」を加え、「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「同法」に改め、「適用証明書」の下に「（厚生年金保険の被保険者に係るものに限る。）」を加え、同条第一号及び第三号中「被保険者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第六条表以外の部分中「当該被保険者」を「当該厚生年金保険の被保険者」に改め、「適用証明書」の下に「（被保険者に係るものに限る。以下同じ。）」を加える。

第十四条中「本籍地」を「本籍地都道府県名」に改める。

第十五条第一項中「第二条第七号」を「第二条第五号」に改め、同項第一号中「第十一条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第三号中「第十一条第一項、第十三条」を「第十条第一項、第十二条」に改め、同条第二項第三号中「第二条第六号」を「第二条第四号」に改める。

第十六条第一項中「第十一条第二項第二号」を「第十条第二項第二号」に改め、同条第二項中「第十一条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に改め、同条第三項中「第十一条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に、「法第十一条第二項第三号」を「同条第二項第三号」に、「第三十六条第三項、第四項ただし書又は第五項」を「第三十六条第二項、第三項ただし書又は第四項」に、「第三十六条第二項」を「第三十六条第一項」を改め、同条第四項中「第三十六条第三項、第四項ただし書若しくは第五項」を「第三十六条第二項、第三項ただし書若しくは第四項」に、「第十一条第二項第一号」を「第十条第二項第一号」に、「第十一条第二項第三号」を「第十条第二項第三号」に、「第三十六条第二項」を「第三十六条第一項」に改める。

第十六条の二中「同条第七号」を「同条第五号」に改める。

第十七条中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第十九条第一項中「第三十六条第三項及び第四項ただし書」を「第三十六条第二項及び第三項ただし書」に、「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第二項中「第三十六条第五項」を「第三十六条第四項」に、「に規定する被用者年金各法による年金たる給付の配偶者加給又は同項に規定する移行農林共済年金の配偶者加給」を「各号に掲げる加給年金額に相当する部分」に改める。

第二十条第一項中「の申出」の下に「（第一号厚生年金被保険者となる者に係るものに限る。）」を加え、同項第三号中「次条第三号」を「第二十一条第三号」に改める。

第二十一条中「の申出」の下に「（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）」を加える。

第二十二条第一項第二号中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項第三号中「第三十七条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同項第十二号中「法第四十二条第一項第一号」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の法第四十二条第一項第一号」に改める。

第二十三条第一項中「老齢厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「法第四十二条第一項第三号」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十二条第一項第三号」に、「社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第三十一条第一項に規定する年金である給付」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第五条による改正前の社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十七号）第三十一条第一項に規定する年金である給付」に改め、同条第四項中「法第四十二条第一項第一号」を「平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第百六条の規定による改正前の法第四十二条第一項第一号」に改め、同条第七項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、「障害厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第八項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十五条中「第三章の二」の下に「、第三章の三」を加える。

第二十六条第一項中「第二条第三十一号」を「第二条第三十号」に、「同条第三十二号」を「同条第三十一号」に改め、同条第二項中「第二条第三十三号」を「第二条第三十二号」に改める。

第二十九条中「第百一条第二項」を「第五十九条第二項」に、「日本年金機構法第二十九条」を「同法第二十九条」に、「第三十三条」を「第三十五条」に改める。

第三十条中「第百三条の二第一項第七号」を「第六十二条第一項第四号」に改める。

第三十一条の見出し中「第百三条の二第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改め、同条第一項中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に、「第百三条の二第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改め、同条第二項中「第百三条の二第二項」を「第六十二条第二項」に改める。

第三十二条（見出しを含む。）中「第百三条の二第一項各号」を「第六十二条第一項各号」に改める。

第三十三条（見出しを含む。）中「第百三条の三第一項第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四及び五　削除

第三十三条第六号中「、第八十条第四項、第八十七条の二第二項、第九十三条の四及び第百十四の二」を「及び第百十四条」に改め、同条第八号中「、第八十二条第四項、第九十三条第二項、第九十九条の九及び第百四十四条の二十五の二」を削り、同条に次の三号を加える。

二十一　平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第九十三条の四及び第百十四条の二

二十二　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第九十九条の九及び第百四十四条の二十五の二

二十三　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法第四十七条の二第三十四条（見出しを含む。）中「第百三条の三第一項第二号」を「第六十三条第一項第二号」に改め、同条第二号中「特例年金等」を「特例年金給付等」に改める。

第三十五条（見出しを含む。）中「第百三条の三第一項各号」を「第六十三条第一項各号」に改める。